

(検討対象品目一覧)

令和元年10月29日検討品目

資料No.	薬剤	効能・効果	対象となる原則禁忌	方針	「禁忌」が適当と判断した理由	関連学会の意見
2-3	ウロキナーゼ	次の血栓・閉塞性疾患の治療 ・脳血栓症(発症後5日以内で、コンピューター断層撮影において出血の認められないもの) ・末梢動・静脈閉塞症(発症後10日以内)	瞬時完成型の神経症状を呈する患者[脳塞栓である可能性が高い。]	禁忌	・現行、設定されている「禁忌」と同義であると考えられるため、現行の「禁忌」により注意喚起されていると判断した。	・日本循環器学会改訂案に賛同。 ・日本脳神経外科学会改訂案に対して異論なし。 ・日本脳卒中学会改訂案に賛同。

(参考)

平成31年3月11日検討品目

資料No.	薬剤	効能・効果	対象となる原則禁忌	結果	「禁忌」が適当と判断した理由	関連学会の意見
1-3	①アモバルビタール ②セコバルビタールナトリウム ③ペントバルビタールカルシウム	①不眠症、不安緊張状態の鎮静 ②不眠症、麻酔前投薬、全身麻酔の導入、不安緊張状態の鎮静 ③不眠症、麻酔前投薬、不安緊張状態の鎮静、持続睡眠療法における睡眠調節	急性間歇性ポルフィリン症の患者	禁忌	・海外添付文書において禁忌 ・類薬添付文書において禁忌 ・ガイドラインにおいて禁忌	・日本精神神経学会改訂案に対して異論なし。 ・日本麻酔科学会適正な判断だと考える。
1-4	バルプロ酸ナトリウム	○各種てんかん(小発作・焦点発作・精神運動発作ならびに混合発作)およびてんかんに伴う性格行動障害(不機嫌・易怒性等)の治療 ○躁病および躁うつ病の躁状態の治療 ○片頭痛発作の発症抑制	妊婦又は妊娠している可能性のある婦人	「片頭痛発作の発症抑制」に対し使用する場合は禁忌 (「各種てんかんおよびてんかんに伴う性格行動障害の治療」及び「躁病および躁うつ病の躁状態の治療」に対し使用する場合は禁忌としない)	・海外添付文書において禁忌	・日本てんかん学会てんかんについて意見に賛同。 ・日本精神神経学会「躁病および躁うつ病の躁状態」に対し使用する場合は「禁忌」とすべきでない。 ・日本神経学会片頭痛について意見に賛同。 ・日本頭痛学会片頭痛について意見に賛同。
1-5	ヒドロキシエチルデンプン70000	○各科領域における出血多量の場合 ○体外循環における血液希釈液	発疹等過敏症の既往歴のある患者	禁忌	・類薬添付文書において禁忌	・日本麻酔科学会適正な判断だと考える。
1-6	ペニシラミン	○関節リウマチ ○ウイルソン病(肝レンズ核変性症) ○鉛・水銀・銅の中毒	○関節リウマチ 3. 骨髄機能の低下している患者	禁忌	・海外添付文書において禁忌 ・類薬添付文書において禁忌	・日本リウマチ学会意見に賛同する。
1-7	セフェム系抗生物質 ペニシリン系抗生物質 グリコペプチド系抗生物質 ペネム系抗生物質 カルバペネム系抗生物質	○各種感染症	本剤の成分(又は○○系抗生物質)に対し過敏症の既往歴のある患者	「本剤の成分」に対し過敏症の既往歴のある患者」については禁忌	(一部の薬剤について) ・海外添付文書において禁忌 ・類薬添付文書において禁忌	・日本化学療法学会特に異論なし。 ・日本感染症学会。

令和元年6月26日検討品目

資料No.	薬剤	効能・効果	対象となる原則禁忌	結果	「禁忌」が適切と判断した理由	関連学会の意見
2-3	①フェニレフリン塩酸塩 ②エチレフリン塩酸塩	①・各種疾患若しくは状態に伴う急性低血圧又はショック時の補助治療 ・発作性上室頻拍 ・局所麻酔時の作用延長 ②起立性低血圧、各種疾患若しくは状態に伴う急性低血圧又はショック時の補助治療	本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者	禁忌	・海外添付文書において禁忌	・日本循環器学会 改訂案に対して異議なし。
2-4	オザグレルナトリウム	1. クモ膜下出血術後の脳血管攣縮およびこれに伴う脳虚血症状の改善 2. 脳血栓症(急性期)に伴う運動障害の改善	重篤な意識障害を伴う大梗塞の患者[大梗塞の患者は出血性脳梗塞が発現しやすい。]	禁忌	・現行の添付文書における禁忌の記載に包含されると考えられるため。	・日本脳卒中学会 改訂案に賛同する。
2-5	スキサメニウム塩化物水和物	麻酔時の筋弛緩 気管内挿管時・骨折脱臼の整復時・喉頭痙攣の筋弛緩 精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩 腹部腫瘍診断時	重症の熱傷、広範性挫滅性外傷、尿毒症、四肢麻痺、ジギタリス中毒の既往歴のある患者あるいは最近ジギタリスを投与されたことのある患者[血中カリウムの増加作用により、心停止をおこすおそれがある。]	「急性期後の重症の熱傷、急性期後の広範性挫滅性外傷、四肢麻痺のある患者」については禁忌	・海外添付文書において禁忌 ・ガイドラインにおいて禁忌	・日本麻酔科学会 改定案について適正であると判断した。
2-6	精製ツベルクリン	結核の診断に用いる。	・ツベルクリン反応検査においてツベルクリン反応が水ぼう、壊死等の非常に強い反応を示したことのある者 ・上記に掲げる者のほか、ツベルクリン反応検査を行うことが不適当な状態にある者	禁忌	・海外添付文書において禁忌 ・類薬添付文書において禁忌	・日本感染症学会 ・日本結核病学会 ・日本呼吸器学会 ・日本小児科学会 ・日本内科学会 改訂案について、妥当と考える。